

平成28年度 大学等進学に係る奨学金等のご案内 <平成27年7月現在>

※本案内は、平成27年7月時点の制度を記載したものであり、予算審議の状況等により変更となる可能性があります。

1 大学等進学に係る奨学金



(1) 独立行政法人日本学生支援機構奨学金

① 第一種奨学金〔無利息〕

貸与月額(予定)

区 分		自宅通学	自宅外通学
大 学	国公立	45,000円	51,000円
	私 立	54,000円	64,000円
		30,000円	
短 大 専修<専門>	国公立	45,000円	51,000円
	私 立	53,000円	60,000円
		30,000円	
大学院	修士課程、博士前期課程、専門職大学院	50,000円	
		88,000円	
	博士後期課程、博士 医・歯・獣医・薬(6年 制学部卒)学課程	80,000円	
		122,000円	

返還期間: 概ね9年～18年(貸与総額により異なります)

② 第二種奨学金〔利息付〕

貸与月額(予定)

区 分	貸与月額(自由選択)
大学・短大・高専<4・5年>専修<専門>	3万円・5万円・8万円・10万円・12万円から選択
私立大学 医・歯学部課程	12万円を選択した場合に限り、4万円の増額可
私立大学 薬・獣医学部課程	12万円を選択した場合に限り、2万円の増額可
大 学 院	5万円・8万円・10万円・13万円・15万円から選択
法科大学院	15万円を選択した場合に限り、4万円又は7万円の増額可

返還期間: 概ね13年～20年(貸与総額により異なります)

③ 入学時特別増額貸与奨学金〔有利子〕

1年次の入学する月から奨学金の貸与を受ける場合、希望により入学月の基本月額に次の額を増額して貸与を受けることができる。(入学時特別増額貸与奨学金だけの貸与はできない)

貸与額は、10万円・20万円・30万円・40万円・50万円から選択

申込み先: 各進学先の大学等(在学採用分)

問合せ先: 各進学先の大学等 または (独)日本学生支援機構・奨学金返還センター
「ナビダイヤル」(電話0570-666-301)

(2)鳥取県医師確保奨学金(各種)

①申請資格等

奨学金の種類	医師養成確保奨学金		緊急医師確保対策奨学金	臨時特例医師確保対策奨学金
	一般貸付枠	地域枠		
申請資格	県内外の大学医学部医学科在学生	県内高校卒業者(1浪まで)で、鳥取大学医学部推薦入試Ⅱ(地域枠)入学者	県内高校卒業者・県縁の者(2浪まで)で、鳥取大学医学部推薦入試Ⅱ(特別養成枠)入学者	・鳥取大学医学部一般入試前期日程(地域枠・鳥取県)入学者(2浪まで) ・岡山大学医学部一般入試前期日程(地域枠・鳥取県)入学者(2浪まで) ・山口大学医学部推薦入試(地域再生枠・鳥取県)入学者(県内高校卒業者)
貸付月額	100,000円	120,000円	150,000円	150,000円
返還免除の要件	臨床研修期間終了後、貸付期間の1.5倍の期間(最大6年)に3年を加算した期間以内に知事の指定する県内医療機関で貸付期間の1.5倍の期間(最大6年)勤務した場合	臨床研修期間終了後、貸付期間の1.5倍の期間以内に知事の指定する県内医療機関で貸付期間と同期間勤務した場合	卒業後、貸付期間の1.5倍の期間を県職員(医師)として、知事の指定する県内医療機関で勤務した場合	臨床研修期間終了後、貸付期間の1.5倍の期間以内に知事の指定する県内医療機関で貸付期間と同期間勤務した場合
申請先: 申請時期	県:4～5月(入学後)	鳥取大学:12月	県:10月	鳥取大学:1月 岡山大学:11月 山口大学:12月

②その他の貸与資格 他から同種類の奨学金の貸与又は給与を受けていない者であること。

③貸付期間 大学に入学した日の属する月から大学を卒業する日の属する月まで(最大72月分)
(医師養成確保奨学金(一般貸付枠)は、奨学金申請年度の4月から大学を卒業する日の属する月まで)

④貸付利率 無利子

⑤返還方法 上記返還免除の要件に該当しない場合は、返還決定から1月以内に貸付金の全額を一括返還。

問合せ先:鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課(電話0857-26-7195)

(3) 看護職員修学資金等

【修学資金】

- ①申請資格 ・看護職員養成施設に在学している者又は看護職員の免許を取得後大学院の修士課程に在学している者
・将来県内において看護職員としてその業務に従事しようとする者

②貸付月額

区 分	貸 与 額	
保健師・助産師・看護師養成所、看護系短期大学	自治体立等 32,000円	民間立 36,000円
准看護師養成所	自治体立等 15,000円	民間立 21,000円
看護系大学	自治体立等 48,000円	民間立 61,000円
看護系大学院修士課程	国内 83,000円	国外 200,000円

※「自治体立等」には、地方自治体が設置主体である養成施設の他、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人が設置主体である施設も含まれます。

③貸付利率 無利子

④返還期間 貸付を受けた期間と同じ（例：3年間貸付を受けた場合は3年間で返済）

⑤返還の免除

卒業後2年以内に免許を取得し、かつ県内において引き続き5年間看護職員又は看護教員の業務に従事された場合は、修学資金の返還が免除されます。

病床が200床以上の病院（精神病床が80%以上の病院、医療型障害児入所施設（鳥取医療センター）を除く。）	半額免除
上記以外の施設	全額免除

【奨学金】

- ①申請資格 ・国立大学法人鳥取大学医学部保健学科において看護学を専攻する者で、地域枠推薦入学又は鳥取県看護職員養成枠入学により入学し、在学している者
・将来県内において看護職員又は看護教育担当教員としてその業務に従事しようとする者

②貸付月額 60,000円

③貸付利率 無利子

④返還期間 貸付を受けた期間と同じ

⑤返還の免除

卒業後2年以内に免許を取得し、かつ県内において引き続き6年間常勤の看護職員又は看護教員の業務に従事された場合は、奨学金の返還が免除されます。

病床が200床以上の病院（精神病床が80%以上の病院、医療型障害児入所施設（鳥取医療センター）を除く。）	半額免除
上記以外の施設	全額免除

問合せ先：鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課（電話0857-26-7190）

(4) 理学療法士等修学資金

- ①申請資格 ・養成施設等(大学・短期大学・高等専門学校等)に在学している者。言語聴覚士については、大学等で受験資格を得るために必要な科目を修得中である者も対象
・将来県内で理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事しようとする者

②貸付月額

区 分	貸与額
自治体立等養成所(大学・短期大学・高等専門学校を含む)	32,000円
その他の養成所等(大学・短期大学・高等専門学校を含む)	36,000円

※「自治体立等養成所」には、地方自治体が設置主体である養成施設の他、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人が設置主体である施設も含まれます。

③貸付利率 無利子

④返還期間 貸付を受けた期間と同じ(例:4年間貸付を受けた場合は4年間で返済)

⑤返還の免除

貸付終了後2年以内に理学療法士等の免許を取得し、かつ県内において理学療法士等の業務に、貸付を受けた期間の1.5倍の期間(例:4年間貸付の場合6年間)従事された場合は修学資金の返還が免除されます。

問合せ先:鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課(電話0857-26-7228)

(5) 介護福祉士等修学資金

- ①申請資格 ・介護福祉士又は社会福祉士の養成施設等に在学している者。
・将来、鳥取県内において介護福祉士等の業務に従事しようとする者。
・同種の修学資金の貸付や職業訓練を受けていないこと。

②貸付月額

修学資金(月額)	5万円
入学準備金	20万円(貸付初回)
就職準備金	20万円(貸付最終回)

※生活保護受給世帯には、生活費加算の制度も有り。

③貸付利率 無利子

④貸付期間 養成施設等に在学する期間

⑤返還方法 貸付を受けた期間に相当する期間内に、一括払か月賦、又は半年賦の均等払方式により返還

⑥返還の免除 養成施設卒業後1年以内に、県内において、介護福祉士又は社会福祉士として5年間従事した場合に貸付金の返還が免除されます。

⑦募集時期 4月(予定)

問合せ先:社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会(電話0857-59-6336)

(6)生活福祉資金貸付制度(教育支援費、就学支度費)

申請資格:前年所得の1/12が生活保護費(基準額)の2倍未満の世帯。

(注)他から同種類の奨学資金の貸与または給付を受けられないこと。

(注)世帯内で連帯借受人が必要。

①教育支援費

ア 貸付月額(予定)

区 分	貸付限度額
短大(専修学校専門課程含む)	60,000円以内
大学	65,000円以内

イ 貸付期間 大学等の在学期間中

ウ 返還期間 据置期間経過後20年以内

エ 貸付利率 無利子

②就学支度費

ア 貸 付 額 500,000円以内

イ 返還期間 据置期間経過後20年以内

ウ 貸付利率 無利子

問合せ先:お住まいの地域の市町村社会福祉協議会 又は
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会(電話0857-59-6333)

(7)母子・父子・寡婦福祉資金(就学支度資金、修学資金)

申請資格 ・母子(父子)家庭(配偶者のない女子(男子)とその扶養されている児童(20歳未満)で構成されている家庭)の母(父)(県内に住所を有すること)または児童本人
・父母のない児童(20歳未満の者で、県内に住所を有すること)
・他から同種類の奨学資金の貸与または給付を受けていないこと。

(注)児童本人が借主となる場合は連帯保証人が必要。

①就学支度資金

ア 貸付額

区 分		貸付限度額	
短大・大学 専修(専門)学校	国公立	自宅 370,000円	自宅外 380,000円
	私 立	自宅 580,000円	自宅外 590,000円

イ 返還期間 原則として5年以内

ウ 貸付利率 無利子

②修学資金

ア 貸付月額

区 分		貸付限度額	
短大・専修(専門)学校	国公立	自宅 45,000円	自宅外 51,000円
	私 立	自宅 53,000円	自宅外 60,000円
大 学	国公立	自宅 45,000円	自宅外 51,000円
	私 立	自宅 54,000円	自宅外 64,000円

イ 貸付期間 入学時から、大学等の正規の修業年限の終了する月まで

ウ 返還期間 20年以内

エ 貸付利率 無利子

問合せ先:各市町村又は下記の県機関

- ・東部福祉保健事務所 (電話0857-22-5625)
- ・中部総合事務所福祉保健局 (電話0858-23-3126、3141)
- ・西部総合事務所福祉保健局 (電話0859-31-9308)

(8)鳥取県保育士等修学資金貸付制度

① 貸与額

区 分	貸与月額
奨学金 1	2年間で144万円(月額6万円相当)
奨学金 2	2年間で 72万円(月額3万円相当)
入学支援資金	24万円(入学金相当額)

② 貸与期間

鳥取短期大学への入学手続きを行った日の属する月から鳥取短期大学を卒業する日の属する月まで。ただし、奨学金1、2は24月分を限度とする。

③ 申請資格

- ・入学する日の前年度の4月1日から引き続き保護者が県内に住所を有していること。又は、県内の高等学校を卒業する者(その者に準ずる者を含む。)であること。
- ・鳥取短期大学幼児教育保育学科に入学しようとする者、又は在学している者であること。
- ・将来県内において保育士又は幼稚園教諭として働く意思があること。
- ・経済的理由により鳥取短期大学への進学が困難であると認められること。
- ・県から他の修学支援を目的とする資金の貸与又は給付を受けていないこと。

④ 貸付利率 無利子

⑤ 返還方法 月賦均等払(入学手続き後、入学しなかった場合には一括返済)

⑥ 返還の免除

鳥取短期大学を卒業してから1年以内に保育士の登録を受け、又は幼稚園教諭免許を取得し、6年以内に通算3年以上、県内の保育所等で保育士等の資格を活かして勤務したとき債務の全部を免除

⑦ 募集時期 平成27年6月1日～8月11日

問合せ先:鳥取県福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課(電話0857-26-7570)

(9) 鳥取県育英奨学資金

① 貸与月額

区 分	貸与月額
国公立	45,000円
私 立	54,000円

② 貸与期間

入学した学校等の正規の修業年限の終了する月まで

(例) 大学＝4年、短大・専修学校＝2年、医学・歯学部等＝6年

② 申請資格

- ・平成28年度に大学、短大、専修学校専門課程に新規に入学する者
- ・高校2年時の学業成績が3.0以上の者
- ・世帯の所得が基準額以下
- ・鳥取県から他の奨学資金の貸与又は給付を受ける見込みのないこと
- ・鳥取県以外から鳥取県育英奨学資金の貸与月額以上の無利子の貸与又は給付を受ける見込みのないこと

③ 貸付利率 無利子

④ 返還期間 貸与終了6月後から、20年以内

⑤ 返還猶予 進学、傷病、失業等の時は返還を猶予できる

⑥ 募集時期 平成27年7～8月 ※高校3年生向けの予約募集です。

問合せ先: 鳥取県教育委員会事務局育英奨学室(電話0857-29-7145)

2 大学等進学資金助成金

子弟等の大学等への進学に必要な資金について、教育ローン等を借り入れた者の利息の一部について助成する。※基準となる利率は、国の教育ローン若しくは2%のいずれか低い方を上限。

対 象 者	給 付 額	募集人数
大学、専修学校専門課程等	借入額は50万円を上限とする。	30人
専修学校専門課程(2年未満)、専修学校一般課程及び各種学校(各1年以上) 就職を断念し、急遽大学等への進学に進路変更した者	借入額は120万円を上限とする。 ただし、修業年限が2年未満の場合 は60万円を上限とする。	5人
県内予備校通学者	借入額は50万円を上限とする。	5人

募集締切 平成28年5月上旬

提出先 鳥取県教育委員会事務局育英奨学室

問合せ先: 鳥取県教育委員会事務局育英奨学室(電話0857-29-7145)

3 日本政策金融公庫「国の教育ローン」

受験料、入学金、授業料などの入学、在学資金として借り入れできる。

一人あたり融資限度額: 350万円

返済期間: 15年以内(在学期間中は元金の返済を据え置き可)

金 利: 年2.15%(H27. 7. 10現在)

※母子家庭、父子家庭、世帯年収200万円以内の方は1.75%

問合せ先: 日本政策金融公庫 鳥取支店(電話0857-22-3156)
米子支店(電話0859-34-5821)

・いずれの制度も詳細は各担当課所におたずねください。

・この資料に関するお問い合わせは

鳥取県教育委員会事務局育英奨学室

電話: 0857-29-7145、FAX: 0857-26-8176

<http://www.pref.tottori.lg.jp/ikueishougaku/>

鳥取県学生寮のお知らせ

公益財団法人鳥取県育英会では、東京都内に明倫館(男子)、清和寮(女子)の2寮を運営しており、東京及び近郊で学ぶ県出身の学生に、経済的な負担を軽減すると共に、健康で文化的な生活環境を提供しています。



明倫館(男子寮)

住所: 世田谷区成城1-18-11

電話: (03)3415-8836

定員: 73名

月額寮費	月額食費	入寮費
27,000円	16,000円	2年間 107,000円

清和寮(女子寮)

住所: 豊島区目白4-34-6

電話: (03)5982-1658

定員: 74名



月額寮費	月額食費	入寮費
34,000円	15,000円	2年間 96,000円

※いずれの寮も朝夕食があります。(日曜、祝日、年末年始、お盆の期間を除く)

<平成28年度新規入寮募集>

平成27年7月以降に県内の高等学校等に募集案内を配布するとともに、ホームページにも掲載します。

ホームページ <http://www.tottori-ryo.or.jp/>

鳥取県育英会 学生寮

検索

○寮長からのご提案…

大学や専修学校のオープンカレッジなどで東京に来られたときは、ぜひ、学生寮にも立ち寄って、下見をしてください。寮の職員が寮内をご案内しますので、お気軽にお電話でご連絡ください。